

伝染病による出席停止について

お子さまが伝染性の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。
ご参考までに学校保健法に定められたものを付記いたします。登園停止の期間については、
症状により医師が伝染のおそれがないとみとめられたときはこの限りではありません。

	病名	登園停止の期間
1	インフルエンザ	発症後5日、且つ、解熱後3日を過ぎるまで
2	百日咳	伝染のおそれが無いと認められるまで
3	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫脹発生後5日、且つ、全身状態良好まで
5	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなった後2日を過ぎるまで
8	結核	伝染のおそれが無いと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	伝染のおそれが無いと認められるまで
10	流行性角結膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑(りんご病)	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	髄膜炎菌性髄膜炎	伝染のおそれが無いと認められるまで
17	その他の伝染病	

※登園するときにお持ち下さい。

伝染病完治証明書

ばとうばし幼稚園園長殿

組 園児氏名

病名

月 日 から登園してもよいことを証明いたします。

令和 年 月 日 医師